

福山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長及び福山市上下水道事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）5月29日

福山市監査委員 近 藤 洋 児
福山市監査委員 山 下 清
福山市監査委員 中 安 加代子
福山市監査委員 西 本 章

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>松永支所 松永地域振興課 北部支所 北部地域振興課 東部支所 東部地域振興課 神辺支所 神辺地域振興課</p> <p>公民館等の備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、公民館及びコミュニティセンターで使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>松永地域振興課、東部地域振興課においては、備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>【松永地域振興課・東部地域振興課】</p> <p>2019年（平成31年）3月1日から同月22日までの間、福山市財産管理規則及び会計実務に基づき、所管公民館、コミュニティセンター・館の備品について現品確認を行うとともに備品台帳の加除訂正を行った。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建設管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>建設政策課</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（平成31年）3月6日から同月25日までの間、備品使用簿に記録された全ての備品について、福山市財産管理規則等に基づき適正に検査を実施し、物品の管理及び処分について、必要な整理を行った。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 土木部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>農林整備課</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（平成31年）2月28日から3月15日までの間、備品使用簿に記録された備品について、福山市財産管理規則等に基づき適正に検査を実施し、全ての備品について管理状況の確認を行った。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 土木部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>沼隈建設産業課</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（平成31年）2月28日に、備品使用簿に記載された備品について、福山市財産管理規則等に基づき適正に検査を実施し、他課と重複しているものについては合同で整理を行った。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建築部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>住宅課</p> <p>天神山市営住宅用地ほか使用許可等について</p> <p>当該事務は、天神山市営住宅用地、樋之口市営住宅用地ほかについて使用許可を行うとともに、元近田市営住宅用地、元下迫市営住宅用地を貸し付けるものである。</p> <p>使用許可及び貸付けに当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 財産の使用許可及び貸付けに当たっては、福山市財産管理規則を遵守された。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 福山市財産管理規則に定める使用許可台帳に相当する行政財産使用一覧について、同規則に基づき、使用期間が1か月以上の全てのものについて記載した。</p> <p>また、地域公共的施設の設置に伴い地元へ無償で貸し付けている元市営住宅用地（普通財産）について、同規則に定める財産貸付調書を作成した。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 経営管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>管財契約課</p> <p>局用自動車の管理について</p> <p>当該業務は、福山市上下水道局局用自動車管理規程に基づき、その所管に係る局用自動車の管理を行うとともに、各課が所管する局用自動車の管理について総括し、その点検、修繕、整備、損害保険に関する事務等を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 道路交通法に定める安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任に当たっては、福山市上下水道局局用自動車管理規程との整合を図られたい。</p> <p>② 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任に係る公安委員会への届出に当たっては、道路交通法を遵守されたい。</p> <p>[要望事項]</p> <p>局用自動車管理台帳の整備に当たっては、実態に応じた内容となるよう、適切に更新されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 道路交通法に定める安全運転管理者及び副安全運転管理者について、福山市上下水道局局用自動車管理規程第6条に基づき、2019年（平成31年）4月1日付けでそれぞれ選任した。</p> <p>② 選任した安全運転管理者及び副安全運転管理者について、道路交通法第74条の3第5項に基づき2019年（平成31年）4月10日付けで広島県公安委員会に届出した。</p> <p>[要望事項]</p> <p>2019年（平成31年）4月1日付けで、局用自動車の主管課長へ「自動車管理者異動報告書」の提出を依頼し、異動のあった報告に基づき、2019年（平成31年）4月15日付けで局用自動車管理台帳を更新した。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

上下水道局 工務部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>給排水課</p> <p>水道メーター分解・分別業務について</p> <p>当該業務は、水道メーターの分解・分別業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業を運営している一般社団法人と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>特定随意契約に当たっては、福山市上下水道局契約規程において準用する福山市契約規則を遵守されたい。</p> <p>[要望事項]</p> <p>仕様書について、実態に応じた内容となるよう精査するとともに、再委託に当たっては、「委託契約事務の手引」を参考とし、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年度（平成31年度）の業務委託に当たっては、福山市上下水道局契約規程において準用する福山市契約規則に基づき、特定随意契約の発注見通しの公表を行った。</p> <p>[要望事項]</p> <p>仕様書について、実態に応じた内容に修正し、2019年度（平成31年度）4月1日付けで業務委託契約を締結した。</p> <p>また、再委託に当たっては、「委託契約事務の手引き」に基づき、「委任（下請負）承諾書」により承諾した。</p>